令和3年

第4回教育委員会会議議案(第4号)

案第四

町村立学校職員 市 |町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則||村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

市 町 村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部 を次のように改正する。

.の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正

0)

事由、

第十 いて生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 箇月の支給単位期間に係るものを除く。) を支給される職員に Ŧī. 条例第十六条第五項の規則で定める事由 は、 通勤手当

以下 関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に 許可」という。)を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣 う。)をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三 される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可 規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をし、 の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をさ 年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項 0 一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。 月の中途において地方公務員法 同じ。)をし、自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項 一号。以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは職員 休職の事由に関する条例 ?) 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第 「休職条例」という。)第二条の規定により休職にされ、 第二条第一項の規定による派遣(以下「外国派遣」とい (法第二十六条の六第 (昭和五十四年秋田県条例第三号。 項に規定する配偶者同行休業を (昭和二十五年法律第二百 (以下「専 配偶者同工第一項に

改 TE. 前

(返 0 事由、

第 十五条 ついて生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員 条例第十六条第五 項の規則で定める事 由 は、 通 勤手 当

十一号。 以下 う。)をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律 二号)第二条第一項の規定による派遣(以下「外国派遣」とい される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第 規定する自己啓発等休業をいう。 下同じ。)をし、 一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。 れ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第 の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をさ 関する条例 の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に 年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項 許可」という。)を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可 の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号。 月の中途において地方公務員法(昭 「休職条例」という。)第二条の規定により休職にされ、 (法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行 以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは職員 (平成十三年秋田県条例第六十四号) 第二条第二項 自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に 以下同じ。)をし、 和二十五年法律第二百 (以下「専 配偶者 (平成三 以

復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月にいう。以下同じ。)をし、又は法第二十九条の規定により停職

項において 「派遣等となつた場合」という。

兀 略

2 ~ 4 略

第十七条

2 月の中途において派遣等になつた場合

期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(次項に規定する場合に該当するときを除く。)には、支給単位 から開始する。 (その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)

3

則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、 おいて法第二十八条第二項若しくは休職条例第二条の規定により休職にされ、 の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第二十九 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第十五条第一項第三号に規定する月の中途に 専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条第一項 なお従前の例による。

和三年三月四日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

般職の国家公務員の取扱いに鑑み、 所要の規定の整備を行う必要がある。 これが、この規則案を提出する理由である。

ととなるとき にされた場合であつて、 いう。以下同じ。)をし、又は法第二十九条の規定により停職 これらの期間が二以上の月にわたるこ

几 略

2 ~ 4 略

第十七条

2 から開始する。 期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月 であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合 派遣をされ 児休業法第二条第 0 (その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月) (次項に規定する場合に該当するときを除く。) は、 規定により休職にされ、 月の中途において法第二十八条第二項若しくは休職条例第二 大学院修学休業をし、 項の規定により育児休業をし、 専従許可を受け、 自己啓発等休業をし、 外国派遣をされ 公益的法人等 支給単位 配偶者

3

議案第4号 参考資料

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

一般職の国家公務員の取扱いに鑑み、所要の規定の整備を行う必要がある。

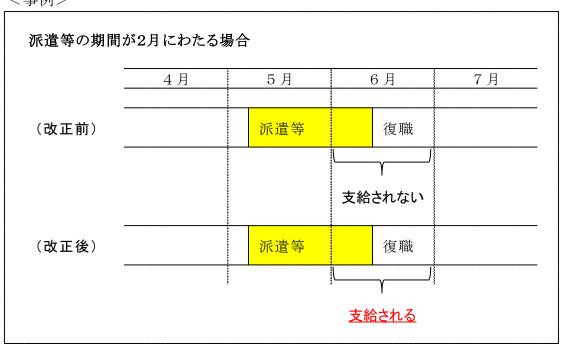
2 改正内容

職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合については、通 勤手当を返納させないこと等とする。(第15条第1項及び第17条第2項)

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和3年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

<事例>



※派遣等・・・派遣、休職、育児休業、停職など

令和3年

第4回教育委員会会議議案(第5号)

議案第五号

秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

(超旨

う。)第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育 き措置に関し必要な事項を定めるものとする。 において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために講ずべ 委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針 一条 この規則は、 高等学校及び特別支援学校の法第二条第二項に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)が正規の勤務時間及びそれ以外の時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (令和二年文部科学省告示第一号)を踏まえ、県立の中学 (昭和四十六年法律第七十七号。 以下「法」とい

(教育職員の業務量の適切な管理等)

いる時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第六条第三項各号に掲げる日第二条 秋田県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の在校等時間(当該教育職員が学校教育活動に関する業務 教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。 以下同じ。)を除いた時間が次の各号に掲げる範囲内の時間となるよう (当該教育職員が学校教育活動に関する業務を行って (代休日が

一 一箇月について四十五時間以内

二 一年について三百六十時間以内

て業務を行う月数については、六箇月以内とするものとする。 時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号 に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務 ただし、 一年のうち一箇月において四十五時間を超え

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間以内

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直 て一箇月当たりの平均時間について八十時間以 内 前 0 箇月、二箇月、三箇月、 四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間にお

委任)

第三条 この規則に定めるもののほ 教育長が別に定める。 か、 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につい

則則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月四日提出

秋田県教育委員会教育長

安田 浩幸

べき措置に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ず理 由

- 2 -

秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案要綱

1 制定理由

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

- (1) 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が次に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。(第2条第1項関係)
 - ① 1箇月について45時間以内
 - ② 1年について360時間以内
- (2) 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が次に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。ただし、1年のうち1箇月において45時間を超えて業務を行う月数については、6箇月以内とすることとする。(第2条第2項関係)
 - ① 1箇月について100時間未満
 - ② 1年について720時間以内
 - ③ 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間以内

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとする。

令和3年

第4回教育委員会会議議案(第6号)

議案第六号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。秋田県立特別支援学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則、新田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	器	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	様式第1号の2 			
休業日の		余 業 田	休業日変更届出書	
秋田県立 气	休業日授業実施届出書	林策日の変更について(届出)		改正後
秋田県立	_	来 3	(第2条関係)	後
(届出)	(第2条関係)			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		沪 茨 収		
l	器		器	
	·····································	_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	様式第1号の2	器		
-	2			
朱 業 日 0	休業日	朱 業	休業日変更届出書	
)授業	授業実	日の変見	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	347
秋田県立	休業日授業実施届出書	が		改正前
秋田県立 気田の授業実施について(届出)	_	林田県立	(第2条関係)	
(田田)	第2条関係)			
\(\)	迷	沪 茨 求	1	
学校長 <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>	昂		器	

界		様 火 & 器	器				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ПΆ		様式第3号	ПЖ			ПЖ	様式第2号	ц
Will								
教 首		育課					余 業日	
果程 等		程等组		弁			日届出書	
の年		教育課程等年間計画書		Į,			事 (第	
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	类田	画		2110	类		₹2 ※	
Tin S	秋田県立	(第		休業日についた(届出)	秋田県立		2条関係)	
7		第3条関係)		\boxplus				
教育課程等の年間計画について(届出)	₩	深			414			
	学				学校東			
		器				器		
							J L	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					禁 世	
郡		様式第 器 3 5	昂			昂	様 式第2-	Ī
Wil							步	
教育課		育課					業田田	
果程等		教育課程等年間計画書		朱 業			休業日届出書	
の年間				休業日について (届出)				
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	乗 田	画		2110	类田		(第2条関係)	
Ţ	秋田県立	(第		· (届	秋田県立		選 (系)	
5		\(\int_{\inttileftinteta}\int_{\int_{\inttileftitleftileftileftileftileftileftil		\boxplus				
2717		然						
こついて(届出		(第3条関係)			41%			
程等の年間計画について (届出)	学校長	祭選系)			学校長			

別紙

1 - 1器

1 - 2別支援学校の高等部・高等部専攻科用) 年度教育課程表(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特

器

(注) 磊

1 - 3

4 を主として行う特別支援学校の高等部用) 年度教育課程表(知的障害者である生徒に対する教育

器

略	学校が定める教育活動	総合的な探究の時間	自 立 活 動	略	学年等教科等
					1年
					2年
					3年
					備考

別紙

1 - 1 器

1 - 2別支援学校の高等部・高等部専攻科用) 由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特 年度教育課程表(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自

昂

\nearrow	*		年	運		£	年度		年	東		年	年度
$/\!\!/$	/		学年	標準	п	2	ω	ш	2	ω	ш	2	ω
教科 科目				単位数	併	平	平	併	併	併	併	併	併
略													
⊞	\Rightarrow	活	動										
((() (的な学)的な探	昭代のの) 時間 時間)										
学校が	対め	る教育	育活動										
忍				,									

 (Ξ)

1 - 3昂 郡

1 - 4を主として行う特別支援学校の高等部用) 年度教育課程表(知的障害者である生徒に対する教育

器

昂	华校	(⊞	器	教 科等
	が定め	的な st合的なも	\bowtie		
	学校が定める教育	総合的な学習の時間 (総合的な探究の時間)	滔		
	"活動	時間)	動		学年等
					1年
					2年
					3年
					
					龍光

器

別紙 様式第4号 器 2 1 器 器 郡 崇 翆 蕊 ⊪ 校 昂 不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う 特別支援学校の高等部・高等部専攻科用) 年度教育課程実施報告書(視覚障害者、聴覚障害者、肢体 なべ 思 涆 \bowtie |X|ž 教育課程実施報告書(第3条関係 S. 教育課程の実施状況について (報告) 蔝 Ø 究 Œ 湉 教 9 $\mathbb{Z}_{\mathbb{R}}$ 华 袹 噩 便 便 単位数 第1学年 秋田県立 最高最低時数時数 単位数 最高最低 甲数 時数 甲数 甲数 時数 時数 第2学年 学校康 第3学年 昂 別紙 様式第4号 器 \sim 昂 器 磊 学校が定め 蕊 ⊞-(合的な学習の時間) 総合的な探究の時間) 略 特別支援学校の高等部・高等部専攻科用) 不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う 年度教育課程実施報告書(視覚障害者、聴覚障害者、肢体 ||X|教育課程実施報告書(第3条関係) 教育課程の実施状況について (報告) る数 B 洦 黒 沲 专 便 単位数 第1学年 秋田県立 最高最低 第2学年 最高 最低時数 時数

単位数

最高最低 時数時数

第3学年

学校康

ij

昂

様式第5号 (注) 器 ω 4 器 器 学校が定める 蕊 Ш 磊 教育を主として行う特別支援学校の高等部用) 昂 年度教育課程実施報告書(知的障害者である生徒に対する 思 |X||ž 教務主任等任命報告書 謋 究 教務主任等の任命について (報告) B 教育活動 沲 9 平 噩 专 計画 時数 時数 併 実施 秋田県立 (第10条関係) 時数 時数 計画 実施 時数 時数 빡画 学校康 3年 実施 徧 路 路 掀 様式第5 (注) ω 4 器 器 器 郡 学校が定める教育活動 総合的な学習の時間 (総合的な探究の時間) ⊪ 郡 教育を主として行う特別支援学校の高等部用) 器 是 年度教育課程実施報告書(知的障害者である生徒に対する |X||教務主任等任命報告書 教務主任等の任命について(報告) B 洦 便 計時画数 併 時数 実施 秋田県立 (第10条関係) 時数 學画 2年 時数 計画 学校長 3年 時数 実施 徧 路 路 掀

令和三年三月四日提出この規則は、令和三年四月一日から施行する。 附 則

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更及び行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、

所要の規定

- 6 -

議案第6号 参考資料

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更及び行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育課程等年間計画書(様式第3号別紙1-2)及び教育課程実施報告書 (様式第4号別紙2)の各教科等の名称を改めることとする。(第3条及び第4条関係)
- (2) 各様式から学校の押印を削ることとする。 (第2条、第3条、第4条及び第 10条関係)

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとする。